

高台地区自主防災会規約

(名称)

この会は、高台地区自主防災会という。この規約でいう高台とは高台自治会（以下自治会という）を構成する地域をいう。

(事務所の所在地)

第2条 本会の事務所は、高台集会所に置く。

(目的)

第3条 本会は、地域住民が連帯協同して、自主的な防災活動を行うことにより、火災、地震、風水害等（以下「地震等」という。）の災害による被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 防災に関する知識の普及に関すること
- (2) 地震等に対する災害予防に関すること
- (3) 災害発生時における情報の収集・伝達、出火防止、初期消火、救出救護、避難誘導及び給水給食等応急対策に関すること
- (4) 防災訓練の実施に関すること
- (5) 防災資機材等の備蓄に関すること
- (6) その他、本会の目的を達成するために必要な事項

(会員)

第5条 本会は、高台地域内にある世帯をもって構成する。

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長
 - (2) 副会長
 - (3) 幹事 若干名
 - (4) 班長 若干名
- 2 自治会の会長および常任委員は本会役員を兼務し、その他の役員は本会会長が指名する。
- 3 会長は役員の間選により選任する。

(役員任期)

第7条 役員任期は、3年(とする。ただし、再任は妨げない。

- 2 補欠による役員任期は、前任者の残任期間とする。

(役員任務)

第8条 会長は、本会を代表し、会務を統括し、自治会長と連携して地震等の発生時における応急活動の指揮命令を行う。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時は、その職務を行う。
- 3 幹事は、会長、副会長を補佐し、庶務に関する会務の運営に当たる。
- 4 班長は、別に定める役割に従い任務を遂行する。

(会議)

第9条 本会の会議は、総会及び役員会とする。

2 総会及び役員会は、会長が招集し、議長となる。

3 総会は、年1回開催し、次の事項について審議し決定する。総会には、非自治会員を含む高台住民が出席できる。

(1) 防災知識の普及に関すること

(2) 地震等に対する災害予防に関すること

(3) 地震等の発生時における情報の収集・伝達、初期消火、救出救護、避難誘導、給食給水等の応急対策に関すること

(4) 本規約の改廃に関すること

4 役員会は、随時開催し、自主防災組織の改編および防災訓練の実施に関するもののほか本会の運営について必要な事項を審議し決定する。

5 会議の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

6 自治会総会及び役員会は、本会総会及び役員会を兼ねることができる。

(防災計画)

第10条 本会は、第3条に規定する目的を達成のための防災計画を策定する。

2 防災計画は、第4条に規定する事業の総合的かつ計画的な実施を図るため、必要な事項を定めるものとする。

(経費)

第11条 本会の運営に関する経費は、自治会費その他の収入をもって、これに当てる。

(その他)

第12条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

1.この規約は、平成17年9月1日から施行する。

2.この規約は、平成31年4月13日に改定、施行する。